

大山崎町教育委員会議事録

—令和3年 教育委員会 3月定例会—

大山崎町教育委員会

令和3年 教育委員会3月定例会 議事録

1. 日 時 令和3年3月22日(月)

開会 午前9時56分 閉会 午前10時34分

2. 場 所 大山崎町役場 3階中会議室

3. 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 諸報告について

日程第3 (第5号議案) 令和3年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて

日程第4 (第6号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について

日程第5 (第7号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について

日程第6 (第8号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について

日程第7 (第9号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について

日程第8 (第10号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について

日程第9 (第11号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について

日程第10 (第12号議案) 大山崎町指定文化財の指定について

日程第11 (第13号議案) 大山崎町指定文化財の指定について

日程第12 (第14号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第13 (第15号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第14 (第16号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第15 (第17号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第16 (第18号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第17 (第19号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第18 (第20号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第19 (第21号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

- 日程第20 (第22号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について
日程第21 (第23号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
日程第22 (第24号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
日程第23 (第25号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
日程第24 その他

4. 出席委員

教育長職務代理者	榎本和彦
委員	岡弘子
委員	馬場信行
委員	吉川栄一

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

教育次長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、生涯学習課主幹兼文化芸術係リーダー、生涯学習課主幹兼生涯学習・スポーツ振興係リーダー、書記(学校教育課参与)

7. 傍聴者

なし

会 議 内 容

教育長職務代理者 ただ今から、令和3年大山崎町教育委員会3月定例会を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告させていただきます。

【教育長職務代理者報告について説明（資料のとおり）】

次に、各所管課分の報告をお願いいたします。

事務局

【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】

各小中学校の卒業証書授与式につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、来賓や出席者の制限、時間短縮、会場内での間隔の保持や換気に努めながら実施いたしました。

事務局

【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】

なお、本課が所管する中央公民館及び町体育館は、京都府内で発令されていた新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除されたことを受け、通常通りの開館時間としておりますことを報告いたします。

また、新年度の放課後児童クラブへの入所予定児童数は213名で、前年度と比較すると11名の増となっています。

教育長職務代理者

ありがとうございました。

ただいまの報告に対する質疑がありましたら、発言をお願いします。

それでは他に質疑もないようですので、以上で諸報告を終わります。

次に日程第3（第5号議案）令和3年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについてを議題とします。

第5号議案につきまして、事務局から報告をお願いします。

事務局

【（第5号議案）令和3年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて、資料に沿って説明】

令和3年度学校教育・社会教育の指導の重点は、前月の定例会で議決いただいた「第3期大山崎町教育振興基本計画」に基づき、作成しています。

前年度からの改正の主なポイントとしては、ICT教育を重点的に進めること、京都府教育振興プランにも示されているコミュニケーション能力を育成すること、自己肯定感を深めること、少人数授業や専科指導の実施、きめ細かな指導体制の実施、学校・家庭・地域の連携による生涯学習社会の実現を図ること、人権学習の更なる推進などとなっています。

以上で、第5号議案の説明を終わります。

教育長職務代理者

ただいま説明のありました第5号議案について、質疑を行います。質疑のある委員はおられますか。

ないようですので質疑を終結し、討論を行います。

討論を終結し、採決を行います。

（第5号議案）令和3年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、第5号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4（第6号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱についてから、日程第9（第11号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱についてまでは関連議案ですので、一括して議題といたします。

これらの6議案について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、（第6号議案）から（第11号議案）までを一括してご説明いたします。【資料に沿って説明】

説明は以上であります。ご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願いいたします。

教育長職務代理者 ただいま説明のありました（第6号議案）から（第11号議案）までについて、質疑を行います。

質疑のある委員はおられませんか。

なければ質疑を終結し、討論を行います。

討論を終結し、採決を行います。

まず、（第6号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

教育長職務代理者 举手全員であります。

従って、（第6号議案）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第7号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

（举手全員）

教育長職務代理者 举手全員であります。

従って、（第7号議案）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第8号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第8号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第9号議案)大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第9号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第10号議案)大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第10号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第11号議案)大山崎町社会教育委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第11号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第10(第12号議案)大山崎町指定文化財の指定について及び日程第11(13号議案)大山崎町指定文化財の指定についてを関連

しますので、一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、（第12号議案）及び（第13号議案）について、一括してご説明いたします。【資料に沿って説明】

説明は以上であります。ご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願いいたします。

教育長職務代理人

ただいま説明のありました（第12号議案）及び（第13号議案）について、質疑を行います。

質疑のある委員はおられませんか。

委員

議案の資料の「注記」は何を示しているのですか。

事務局

小さな字ですが、番号別に資料に記載した注記を示しています。

教育長職務代理人

他になれば質疑を終結し、討論を行います。

討論を終結し、採決を行います。

まず、（第12号議案）大山崎町指定文化財の指定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

教育長職務代理人

挙手全員であります。

従って、（第12号議案）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第13号議案）大山崎町指定文化財の指定について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

教育長職務代理者 挙手全員であります。
従って、（第 1 3 号議案）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 1 2（第 1 4 号議案）大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱についてから、日程第 2 3（第 2 5 号議案）大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱についてまでは関連議案ですので、一括して議題といたします。

これらの 1 2 議案について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、（第 1 4 号議案）から（第 2 5 号議案）までを一括してご説明いたします。【資料に沿って説明】
説明は以上であります。ご審議賜りまして、ご可決いただきますようお願いいたします。

教育長職務代理者 ただいま説明のありました（第 1 4 号議案）から（第 2 5 号議案）までについて、質疑を行います。
質疑のある委員はおられますか。

教育長職務代理者 なければ質疑を終結し、討論を行います。

討論を終結し、採決を行います。

まず、（第 1 4 号議案）大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

教育長職務代理者 挙手全員であります。
従って、（第 1 4 号議案）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、（第 1 5 号議案）大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第15号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第16号議案)大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第16号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第17号議案)大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第17号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第18号議案)大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第18号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第19号議案)大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第19号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第20号議案)大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第20号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第21号議案)大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第21号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第22号議案)大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

教育長職務代理者

挙手全員であります。

従って、(第22号議案)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第23号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手全員)

教育長職務代理者 举手全員であります。

従って、(第23号議案) は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第24号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手全員)

教育長職務代理者 举手全員であります。

従って、(第24号議案) は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、(第25号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(举手全員)

教育長職務代理者 举手全員であります。

従って、(第25号議案) は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第24 その他を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

3月に開催された町議会第1回定例会の概略について報告いたします。
お手元に今回の町議会で行われた一般質問通告書を配付しております
とおり、今回の質問では7名の議員から教育委員会の所管に係る質問が行
われました。

議員からの質問は、第二大山崎小学校の改修、学校給食について。

学校給食費の徴収業務、町内のブロック塀の安全性・安全対策について。
中学校給食に実施方式、子育て支援について。

新型コロナウイルス対策、図書館の蔵書の除菌装置、学校給食施設建設費用などについて。

新型コロナウイルス終息後の取り組み、中央公民館の貸出のオンライン化、府議会における本町学校施設の改修問題の質問、校舎の改修関係について。

学校の施設環境について。

中学校給食の設計業務の経緯について。

以上が教育関連の質問の概要となっております。

事務局

私からは1点についてご報告いたします。

既に、2月の定例会において、令和3年度の町立小中学校の儀式的行事の日程についてお知らせしたところですが、4月8日には両小学校の入学式、4月9日には大山崎中学校の入学式が執り行われる予定となっております。

なお、これらの入学式については、先の卒業証書授与式と同様に新型コロナウイルス感染予防対策として来賓の規模を制限して実施することにしております。本来であれば教育委員の皆様にもご臨席いただくところですが、ご理解賜りますようお願いいたします。

私からは以上であります。

教育長職務代理者

ただいまの報告に対して、各委員からの質疑はありませんか。

最後に、この他に各委員からのご発言がありましたら、お願いします。

ないようですので、以上で本日の日程は、すべて終了いたします。

なお、委員のお一人におかれましては、本日をもって退任されることになりました。これまでのご尽力・ご功績に深く感謝し、お礼を申し上げます。

委員

わずかな期間でありましたが、教育委員を務めさせていただけたことに感謝を申し上げます。

皆様方の教育に対する熱い思いを理解することが出来ました一方、多くの課題があることも知ることができました。

十分なことが出来ないまま退任いたしますが、引き続き大山崎町の教育をご支援させていただきたいと思いを。

ありがとうございました。

教育長職務代理者 ありがとうございました。これをもって令和3年大山崎町教育委員会3月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月22日

教育長職務代理者 榎本和彦(署名)

委員 岡弘子(署名)

委員 馬場信行(署名)

委員 吉川栄一(署名)

書記 堀井正光(署名)